

| 訂正頁 | 訂正箇所 | (誤) | (正) |
|-----------|----------------------------------|---|---|
| 40 | 会計基準省令の枠の中 第2条第1項の条文 | 平成 28年 4月 1日 施行省令 | 平成 29年 4月 1日 施行省令 |
| 48 | | | |
| 42 | 会計基準省令の枠の中 第3条第1項の条文 | ・・会計処理を行い、計算書類、 <u>その附属明細書及び財産目録（以下「計算書類等」という。）</u> を作成しなければならない。 | ・・会計処理を行い、計算書類 <u>及びその附属明細書（以下「計算関係書類」という。）並びに財産目録</u> を作成しなければならない。 |
| | 会計基準省令の枠の中 （総額表示）の条文 | ・・ <u>第44条第3項</u> の規定により・・・ | ・・ <u>第45条の24第1項</u> の規定により・・・ |
| | 会計基準省令の枠の中 （金額の表示の単位） の条文 | <u>第8条</u> 計算書類等に記載する金額は、 （金額の表示の単位） <u>第9条</u> 計算書類等に記載する金額は、1円 単位をもって表示・・・ | <u>第2条の2</u> 計算関係書類 <u>及び財産目録</u> に記載 する金額は、 （金額の表示の単位） <u>第2条の3</u> 計算関係書類 <u>及び財産目録</u> に記載 する金額は、1円単位をもって表示・・・ |
| 44、 47 | 会計基準の枠の中 第10条の見出し | <u>第1節 総則</u> 第10条・・・ | <u>(会計の区分)</u> 第10条・・・ |
| 45 | 会計基準の枠の中 第10条の見出し | <u>第1節 総則</u> 第10条第2項・・・ | <u>(会計の区分)</u> 第10条第2項・・・ |
| 48 | 欄外 | 社福法 <u>第45条の27</u> ・・・ <u>附属明細書</u> 」 | 社福法 <u>第45条の32</u> ・・・ <u>附属明細書並びに監査報告</u> 」 |
| 61 | 会計基準省令の枠の中第 23条第4項の条文 | ・・第2号第1様式から <u>第2号</u> 第4様式までの・・・ | ・・第2号第1様式から第4様式までの・・・ |
| 65 | 「介護予防・日常生活支 援総合事業収益」の 勘定科目 | | 1字下げて中区分の並びに |
| 70 | 引用文のタイトル | 運用上の <u>留意事項</u> | 運用上の <u>取扱い</u> |
| 72 | 様式のタイトル | 貸借対照表 | <u>法人単位</u> 貸借対照表 |
| 85 | <u>1行目</u> | 計算書類は、「会計基準省令」や「 <u>運用指針</u> 」など の <u>一定の基準に従って作成</u> | 計算書類は、「会計基準省令」や「 <u>運用上の取扱い</u> 」(<u>局長通知</u>)などの <u>一定の基準に従って作成</u> |
| 114 | <負債の部>の表の 「説明」欄の10行目 | ・・貸借対照表日の翌日から起算して <u>且年以内</u> に支 払の期限が到来するものをいう。 | ・・貸借対照表日の翌日から起算して <u>1年以内</u> に支払の 期限が到来するものをいう。 |
| 解答編 47 | サービス活動増減の部 ⑩摘要（上から5行目） | 退職給付引当資産 | 現金預金 |